告 示

埼玉県告示第千二十七号

定による意見の概要につい の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九 ζ 同条第三項の 十一号) 規定により 第 公告し、 八条第一 項及び第二項 及び当該意見を次 の 規

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)島忠ホームズ草加西店

埼玉県草加市遊馬町字中沼四十一 一外

大規模小 売店舗立 地法第八 、条第一 項 の 規定による市町 村 の意見の

駐輪場の配置について

線を確 けるため ださい。 車場の 保し、 の 対策に 車路と接 歩行者や自動車と . つ 11 する部分の て 検討し の交錯を必要最小限にするよう十 てくださ 駐輪場に ιĵ つい ま て た はみ 各駐 出 し等 輪場まで に よる -分に検 の 接 自転 触事 討 車 故 Ó を避 動

バイク置場について

する 入 ∂標識等 の で の 存 付近 当該場 の設置 :在が周 に配 を 所 知 置 され 検 2 の 討 ほ れ ず、 Ũ か、 て て L١ 区画 < 南 る だ バ 西 部 外 1 · ク 置 しし 側に の車路等 場 も バ ^ ^ の 1 バ 利用 ク 1 置 場 ク が が が 集 置 あることを 中 かれ Ų る可 南西 誘導 能性もあ 部側 の 周 バ 知 1) イ

駐輪場の管理について

市では 駐輪が 見沼 対応策を検討 貸 代親 しに 横行するおそ 対応 水 よる機械式ラッ できません。 公園 Ü 駅 てくださ れがありま に近接する位置 当該土地管理者が ク整備 す。 の検討や長 私有地に駐輪され に立地するため、 す ^べて対応 期 間駐輪 さ することに た 同 れ 自転車に 駅利用者を中 た 際 の つい 対 なりますの 応 など、 ては、 心 に不正 本

駐車場案内板の設置について

通り 路と 立 案 なっ 地 てくださ の 所 通 て 東側 つ 行 ١١ 車両 ます い て ^ の 伸 は が 大 びる県道川口 幅員 柳 幅 島 な ¹交差点 増 が 大 狭 ίì を のほか 上步道 招くこと 草 加 線 の の 遊 Ш な 医馬通り な しし 市や 通 しし ij ょ Š 足立区内 Ιţ ۲ な 遊馬 吉場安行東京線 つ τ \land しし 町 設置する ま の す。 主要な生活 こ から の 遊馬

路線バスの運行を優先した駐車場出入り口付近の警備・誘導について

市東南部の住民の皆様の生活の足として重要な役割を担っています。 東側バス停へアクセスする路線バス(草加駅西口~見沼代親水公園駅)は、 当該バス 路線

バスの円滑な運行を優先して行うようお願いいたします。 の定時性を確保する観点からも、 自動車等の駐車場への誘導に際しては、

二縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター